

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日（月）午後2時00分から午後2時07分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人（うち1人遅刻）

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和5年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番原田敬造委員、9番平野耕平委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第9号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第9号について、ご説明いたします。

整理番号は、13でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は134㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反のため購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号13は許可と決定します。

【委員1名入室】

事務局

続きまして、整理番号14について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、14でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は395㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

す。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が申請地隣接の宅地を購入し、農業を始めるため、購入することで話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番

宅地を購入して、それに付随する農地を取得するのか。

事務局

そうです。

議長

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号14は許可と決定します。

続きまして、整理番号15について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、15でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さん、●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は340㎡です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用する事ができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは私の担当地区なので、私から説明します。

譲渡人が県外に住んでおり、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号15は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第6回総会を閉会いたします。